4　第一項第二号の二、次項及び第十条の二十八第一項第一号の「特定費用」とは、次に掲げる費用をいう。

一　外国において緊急に必要となつた費用

二　前号に掲げるもののほか、社会通念上緊急に必要と認められる費用

5　特定緊急貸付契約に係る特定費用が前項第一号に掲げる費用である場合にあつては、当該特定緊急貸付契約に係る金銭の受渡しは、外国において行われるものでなければならない。

第十条の二十四第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「媒介に係る契約」の下に「又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約」を加え、「五万円以上であり」を「五万円（当該極度方式基本契約が特定緊急貸付契約である場合にあつては、零とする。）を超え」に、「十万円以上であること」を「十万円（当該極度方式基本契約が特定緊急貸付契約である場合にあつては、零とする。）を超えること」に改め、同項第二号中「第十条の二十八第四項第二号又は」を「第十条の二十五第三項第三号の措置又は第十条の二十八第四項第二号若しくは」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条の二十四の二　貸金業者が特定非営利金融法人である場合における前条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約」とあるのは、「第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約、第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約又は特定貸付契約」とする。

第十条の二十四第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「媒介に係る契約」の下に「又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約」を加え、「五万円以上であり」を「五万円（当該極度方式基本契約が特定緊急貸付契約である場合にあつては、零とする。）を超え」に、「十万円以上であること」を「十万円（当該極度方式基本契約が特定緊急貸付契約である場合にあつては、零とする。）を超えること」に改め、同項第二号中「第十条の二十八第四項第二号又は」を「第十条の二十五第三項第三号の措置又は第十条の二十八第四項第二号若しくは」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条の二十四の二　貸金業者が特定非営利金融法人である場合における前条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約」とあるのは、「第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約、第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約又は特定貸付契約」とする。

第十条の二十四第一項第一号中「十万円未満」を「十万円以下」に改め、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「媒介に係る契約」の下に「又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第一項に規定する期間の末日において、次に掲げるいずれかの理由により、当該極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止に係る措置が講じられている場合

イ　元本又は利息の支払の遅延

ロ　イに掲げるもののほか、合理的な理由（当該措置を講じた旨、その年月日及び当該理由が法第十九条の帳簿に第十六条第一項第七号に掲げる事項として記載されている場合に限る。）

第十条の二十五の次に次の一条を加える。

第十条の二十五の二　貸金業者が特定非営利金融法人である場合における前条第三項第四号の規定の適用については、同号中「第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約」とあるのは、「第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約、第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約又は特定貸付契約」とする。

第十条の二十六第二項中「（同項第一号から第八号まで、第十号及び第十一号（同項第一号から第八号まで及び第十号に係る部分に限る。）に掲げるもの」を「（同項第一号から第八号まで及び第十号に掲げる書面並びに同項第十一号に掲げる書面（同項第一号から第八号まで及び第十号に係るものに限る。）」に改め、「過去三年以内に発行」の下に「（同項第四号から第六号までに掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面（同項第四号から第六号までに係るものに限る。）が法令で定める期間内に提出がされている場合にあつては、当該提出。以下この項において同じ。）が」を加え、「過去五年以内に発行されたもの」を「過去五年以内に発行がされたもの」に改める。

第十条の二十七第二項及び第三項中「当該書面等」の下に「又は当該書面等（書面又はその写しに該当するものに限る。）に記載された情報の内容を記録した電磁的記録」を加える。

第十条の二十八第一項第一号を次のように改める。

一　個人顧客が特定費用を支払うために必要な資金の貸付けを目的とした極度方式基本契約（特定緊急貸付契約に限る。）であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ　当該個人顧客の返済能力を超えない極度方式基本契約であると認められること。

ロ　緊急個人顧客合算額が十万円を超えないこと。

ハ　当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの返済期間が三月を超えないこと。

第十条の二十八第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号中「要件を満たすもの」を「すべての要件に該当するもの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「要件を満たすもの」を「すべての要件に該当するもの」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「前項第四号」を「前項第二号」に改め、同条第三項中「第一項第四号」を「第一項第二号」に改める。

第十二条の二及び第十三条中「金銭の貸付けの契約」を「金銭の貸付けに係る契約」に改める。

第二十六条の二十五第一項中第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、同条の次に次の一条を加える。

第二十六条の二十五の二　非営利特例対象法人である貸金業者が第五条の三の二第一項の規定により、法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由があると認められる場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一　純資産額が令第三条の二に定める金額に満たなくなつた貸金業者が引き続き貸金業を営む場合

二　前号に掲げる場合に該当し、届出を行つた貸金業者が非営利特例対象法人でなくなつた場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

2　非営利特例対象法人である貸金業者が第五条の四の二第一項の規定により、第五条の四第一項各号に掲げる基準に適合しているものとみなされて登録を受けている場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一　当該貸金業者が非営利特例対象法人でなくなつた場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

二　当該貸金業者が当該登録の有効期間の満了の日以前に第五条の四第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた場合

三　当該貸金業者が第五条の四の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

3　非営利特例対象法人である貸金業者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げるすべての要件に該当して行われている場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一　当該貸金業者が特定貸付契約の締結を業として行う旨の決定をした場合

二　特定非営利金融法人が特定貸付契約の締結を業として行うことを中止する旨の決定をした場合

三　特定非営利金融法人が非営利特例対象法人でなくなつた場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

第二十六条の二十六第四号中「前条第一項第一号」を「第二十六条の二十五第一項第一号」に改め、同条第五号及び第六号を削り、同条第七号中「前条第一項第五号」を「第二十六条の二十五第一項第三号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号中「前条第一項第六号」を「第二十六条の二十五第一項第四号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第九号中「前条第一項第七号」を「第二十六条の二十五第一項第五号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第十号中「前条第一項第八号」を「第二十六条の二十五第一項第六号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十一号中「前条第一項第九号」を「第二十六条の二十五第一項第七号」に改め、同号を同条第九号とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十六条の二十六の二　第二十六条の二十五の二第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる場合に該当し、法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

一　第二十六条の二十五の二第一項第一号に該当する場合　非営利特例対象法人となつた年月日及び貸付けに関する今後の事業計画

二　第二十六条の二十五の二第一項第二号、第二項第一号又は第三項第三号に該当する場合　非営利特例対象法人でなくなつた年月日又は貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及びこれらの理由